

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

医療保険制度においては、被保険者の所得区分に応じて自己負担限度額を設定し、医療機関等に支払う一部負担金等の金額が自己負担限度額を超えた場合に、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給する高額療養費制度を設けている（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項等）。

高額療養費については、各月について支払った一部負担金等の額が自己負担限度額を超えた場合に、翌月以降に支給されること（償還払い）となっているところ、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 103 条の 2 第 2 項等の規定に基づき、被保険者からの申請に応じて保険者が交付する限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）を医療機関等の窓口で提示した場合には、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されることとなっている。

この自己負担限度額を超える一部負担金の支払いの免除については、限度額適用認定証等を提示した場合だけでなく、健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）により保険資格の確認を行う場合についても対象となっており、マイナ保険証を利用する場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されるといったメリットがあることを周知するため、限度額適用認定証等の様式について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）関係省令の整備

- ① 健康保険法施行規則様式第 13 号の 2 等に規定する限度額適用認定証等の様式について、マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金が免除される旨を明示する。
- ② その他所要の改正を行う。

（2）本省令案の施行に伴う経過措置

- （1）の改正に伴う所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条文

- ・健康保険法第 48 条
- ・健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 43 条第 12 項
- ・船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）第 10 条第 12 項
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ・国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 4 第 9 項
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 16 条第 8 項

4. 施行日等

- ・公布日：令和 6 年 3 月下旬（予定）
- ・施行日：令和 6 年 4 月 1 日